

ID: 6

担当部署: 財政課

処分の概要	掲示の許可		
例規名 根拠条項	柴田町役場庁舎管理規則 第7条		
例規番号	昭和48年規則第16号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。</p> <p>(掲示)</p> <p>第7条 庁舎の指定した場所以外に文書、図画、ポスター等(公務の遂行上必要なものを除く。)を掲示しようとする者は、庁内掲示許可申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日